

公有境内地と時効取得

愛媛大学 竹内康博

はじめに

明治政府は、明治4年の「社寺領上知令」とそれに続く「地租改正」によって、土地の官民有区分を推し進めた結果、多くの官有境内地が生じた。

大正10年に国有財産法(大正10年法律第43号)が新たに制定され、寺院境内地は「無償貸付地たる」雑種財産とされた。

昭和14年に至って「寺院等二無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律」(昭和14年法律第780号)が定められ、寺院境内地処分審査会が発足し、寺院境内地の無償譲与への道が拓かれた。昭和16年3月11日、審査会第1回会議が開催されたが、第二次大戦が激化したため、昭和18年10月30日に開催された第6回会議を最後に処分事務は一応停止されることとなった。

戦後、日本国憲法の施行に伴う政教分離原則のとの関係から、「社寺等に無償で貸付けてある国有財産の処分に関する法律」(昭和23年4月8日法律第53号)が制定された。この法律に基づいて、中央・地方に設置された社寺境内地処分審査会等によって、無償譲与が行われたが、審査会等による審査は、昭和27年に終了した。

この結果、明治初期の土地処分によって官有地となった寺院境内地の中には、無償譲与されないまま、国有地や公有地(地方自治体が所有する土地)となった社寺境内地(墓地も含む)が残ることとなった。

その後、宗教法人の中には、裁判によって国や地方公共団体を相手として所有権を争うという事例も現れてきた。

1. 土地所有権(上知令)そのものを争った事件

仙台地方裁判所 昭和35年(ワ)第473号(墓地所有権確認請求事件)

原告 市内109ヶ寺(当時市内の145ヶ寺の内、墓地を有する116ヶ寺)

被告 仙台市

昭和22年4月2日「社寺等宗教団体の使用に供している地方公共団体有財産の処分に関する事」内務文部次官通牒 各地方長官あて(発宗第24号)によって、境内地は譲与されたが、墓地は譲与されず、仙台市有のままであった。

昭和34年9月1日 自治庁行政局長通達 各都道府県知事あて(昭和22年4月2日通牒の確認)が出されたが、仙台市では譲与は行われなかった。

昭和35年、仙台市は都市計画事業の一環として、仙台駅東側の新小寺地区土地区画整理事業を発表し、最終的には市内の全墓地を都市計画公園墓地として造成中の葛岡墓園に移転収容するというものであった。

これに対して、市内109ヶ寺が原告となって、仙台市を相手に墓地の所有権確認を求めたのが本事件である。

(「月刊住職」金花舎 1975年10月号、11月号、12月号、1976年1月号参照)

2. 土地の時効取得を争った事件

1) 東京高等裁判所 昭和53年(ネ)第3189号(土地所有権移転登記手続請求控訴事件)

控訴人 国

被控訴人 覚林寺

被控訴人は、昭和27年9月16日の設立以来、遅くとも妙法華寺の宝物館完成時の同年11月3日以降、本件土地の所有権を取得したものと認識し、所有の意思をもって本件土地の占有を始めたものであり、被控訴人は、その後本件土地を本件建物の敷地及び庭園等として占有使用し、平穩にこれを利用してきた。

<略>

被控訴人は、昭和二七年一一月ころから、新権原により所有の意思をもって本件土地の占有を始め、二〇年間平穩かつ公然にこれを占有し続けたのであるから、その二〇年を経過した昭和四七年一二月一日には時効により本件土地の所有権を取得したものと認めることができる。

2) 東京高等裁判所 平成20年(ネ)第2245号(土地所有権移転登記手続請求控訴事件)

控訴人 宗教法人 白旗神社

被控訴人 国

控訴人が宗教法人として成立した昭和二八年一〇月一六日までに、旧白旗神社は本件土地の所有者である被控訴人に対し、本件土地について所有の意思があることを表示したものと認められ(宗教法人法による規則認証の申請行為は神奈川県に対して行われたが、それは国の機関委任事務として神奈川県が主務官庁となっていたからで、委任された事務自体は国の事務としての性格を有し、地方公共団体の長は国の機関となるだけであるから、神奈川県知事に対する意思表示は国に対する意思表示と同視することができる。) 上記意思表示により、控訴人による本件土地の占有の性質が他主占有から自主占有に変更(民法一八五条)となったものと認められる。

控訴人が昭和二八年一〇月一六日から二〇年間本件土地に対する占有を継続したことは争いがなく(引用にかかる原判決記載の前提となる事実(2))、控訴人が本訴において長期取得時効を援用したことは当裁判所に顕著である。

3. 今後の対応

仙台地方裁判所における仙台市と寺院との和解では、墓地の所有権は共有(各2分の1)となっており、公共減歩(36%)し、残った土地を等価配分するが、墓地の移転先の面積は元の面積の130%を確保し、寺院に永久無償貸与となっている。しかし、この永久無償貸与自体が問題であり、今後の課題となっている。

時効取得の要件が備わっていれば、時効取得を援用し、裁判によって土地所有権移転登記請求することが、今後の問題を解決するためにも必要であると考えられる。